

フランスの教育制度と公民教育

市川直子*

【要旨】 フランス人となるための広い意味での教育は小学校入学前から始まっているが、意識的に価値教育が施されていくのは初等教育からであり、その内容が詰められていくのは中等教育である。この中等教育について、価値教育をめぐる公民科目の記述に注目する。その結果、人権宣言を中心とした自由や権利の尊重、それと調和する立憲民主主義教育のあることが判明してくる。公民教育の研究が進んでいる教育学と憲法学の双方で、この共通認識を育んでいきたい。

1. はじめに

教育学における先行研究として、既に1990年代、石堂常世氏は「価値教育の実践原理——フランスの現行『公民教育』の論理構造を中心に」のタイトルの下で、「フランスの『公民教育』の実践原理は、1985年の再興時の原理と1994年の現時点の原理のあいだにひとつの変化をみている。それは『共和国理念』の強調から『人権教育』に比重が移ったことである」¹⁾と指摘していた。

他方、2000年代の憲法学における研究として、今野健一氏はフランスの2005年の教育基本法の制定を含む「最近の教育改革の傾向 ～ 共和主義的価値の宣揚」につき、社会学者「三浦信孝氏のいう『共和主義のコミュニタリゼーション』²⁾なのかもしれない」³⁾と記していた。

このどちらの代表的な研究も「価値教育」や「価値の宣揚」という言葉を鮮明にし、一定の「価値」に注目しつつ、しかしながら、その評価を異にしているようである。そこで興味がわいてくる。フランスの学校では、どのような価値教育がなされているのか、それはどのように変遷しているのか、さらに日本国憲法26条の「教育を受ける権利」の保障を理解する上で、それはなんらかのインプリケーションをもっているのか。この両論文で用いられている文言は多くの研究者を魅了しよう。

本稿の主な目的は、そうした研究を始める最初のステップとして、まずはフランスにおける

* 非常勤講師／憲法

教育のありようを概観することである。その際、学問領域で蓄積されてきた知見のほか、学問領域外で流布している情報にも目を向けたい。というのも、昨今の国際化の流れの中でフランス在住の日本人や日本在住のフランス人が増えたことにより、現場の状況を知らせる教育情報が切れ切れではあるがネット上に多く流れているからである。それらにも目配りをしながら、全体像を把握することが有用であると解される。

その上で、主知主義にもとづくと言われるフランスにおいて、価値教育の中心になっていると思われる中等教育の「公民」⁴⁾について、その内容の一端を明らかにしていく。中等教育の学習指導要領を一覧した後、教員に向けて提供されている資料を一瞥し、最後に教科書に目を転じていく。この作業を通じ、日本の教育学と憲法学の間に横たわる溝を少しでも埋めていきたい。

2. 教育制度の概要

フランスは国をあげての教育改革をしばしば行っている。そこで、現在あるいは直近の教育システムを、子どもの年齢に沿って通観してみよう。

(1) 子どもの生活環境一般

まず、フランスは日本と異なり、さまざまな家族政策⁵⁾を遂行して少子化には至っていない。しかし、生まれた子どもの生育環境は雑多である。男女が婚姻している伝統的な家庭のみではなく、それとは異なる二者関係（異性のパックス・同棲、同性の婚姻・パックス・同棲）のもとでの親子関係（離婚・死別による片親とその実子、二者または単身の養親とその養子、実養子を連れた者同士の再婚による養親子）などで構成されていることも少なくない。家庭環境はさらに複雑さを増す方向にあり、同性婚の関係にある者が実子をもつための代理母（GPA）や生殖医療（PMA）の活用の承認をめぐり、その賛否両論が渦を巻いている。

もっとも、子どもの保育環境は充実しているようである。保育所（crèche）には0歳児から入所することができるほか、親が直接に認定保育ママ（assistante maternelle）と呼ばれる者と労働契約を結んで幼児の面倒をみてもらう仕組みも多用されている。これによって、親の母語が外国語である場合でも、子どもは幼いうちからフランス語に触れることができる。

さらに、子どもの成長する衛生環境が多様であるため、各種予防注射の接種が徹底されている。15歳までの子どもは、生まれた時からの健康状態が記された手帳（carnet de santé de l'enfant）を利用して、その健康を管理していく⁶⁾。障害児は、かねてから特別の支援を受けていたが、昨今は別学が回避されている。

（2）初等教育

フランスの学校教育の特徴の1つは、その無償性である。それは小学校（*école primaire*）前から始まる。保育学校（*école maternelle*）とよばれる幼稚園に、子どもは通常、3歳になると入園する。ここからが学校教育である。もっとも、子どもには通学義務ではなく、就学義務が課されている。そのため、例外ではあるが、子どもは家庭だけで教育を受けることもある。

フランスの幼稚園は、日本の幼稚園の年長組に相当する学年で、小学校の前期課程と接続する。小学校の課程は前期と後期の2期に大別される。前期の基礎学習期は、日本の幼稚園年長組（GS）、小学1年（CP）、同2年（CE1）の3年間である。つづく後期の深化学習期は、日本の小学3年（CE2）、同4年（CM1）、同5年（CM2）の3年間に対応する。基礎学習期は、児童の家庭環境に差があることから、教員は宿題を出してはいけないうことになっている。極力、家庭ではなく学校で学習をすることが目指されている。それは学年制度が、年齢ではなく、学習課程の習得度によって進むこととも関係がある。CPとCM2の2期に教師がつける指導要録（LPC）の、特に2008年に簡略化される前のものをみると、指導者は、児童一人一人の諸活動をかなり細かい点まで観察し、その能力を判断していることがわかる⁷⁾。その教師の判断等により、児童は教育内容の理解度に応じて、同一学年に留まったり、他の児童より先んじて進級したりする。もっとも留年については、効果の低さから、各学習期に1度までに制限されるようになっている。

小学校の主な教科は、伝統的に力が入れているフランス語や算数のほか、かなり広範囲の内容を網羅する公民（市民性、道徳、公共）教育である。これは第3共和制期に始まり、第5共和制の1968年に廃止されていたが、1985年のシュベヌマン改革により復活されたものである。

児童は保護者による送り迎えで通学するため、親は学校側と連絡を取りやすく、学校における子どもの状況まで、かなり把握できているようである。児童は、授業が終わった放課後や休日・休暇には、市町村立または非営利団体が運営している余暇センター（*centre de loisir*）を利用することができる。

（3）中等教育

中等教育は、第1期（*premier cycle*）の中学校（*collège*）と第2期（*second cycle*）の高等学校（*lycée*）で行われる。この接続が長年の課題であったが、1975年のアビ改革により単一の中教育課程ができて以降、今は、初等教育から中等教育に進むときに、子どもたちが直面する困難の除去の方が取り組まれるべき課題になっている。

① 前期中等教育

フランスの中学校は4年制で、日本の小学6年（6ème）、同中学1年（5ème）、同2年（4ème）、同3年（3ème）に分けられる。もっとも、指導内容の面からみると、フランスの中学の第1学年目が初等教育から中等教育への適応期であり、第2・第3学年目が中間期である。そして第4

学年目は普通・技術科 (séries générale et technologique) か、職業科 (série professionnelle) を選択し、進学する高校を決定していく進路指導期と位置づけられている。

生徒は常時、校則等が記載された生徒手帳 (carnet de correspondance de l'élève) を携帯し、そこに欠席・遅刻等が付記される。それによって、家庭と学校との連絡が絶たれないように工夫されている。そのほか、公民教育においても、生徒は学校生活への参加度合い、勤勉さ、校内規則の尊重等について評価される。この学校生活に関する成績 (note de vie scolaire) は、最終学年の6月に受ける中学卒業試験 (brevet) でも考慮される。

フランスは資格国家だといわれるが、生徒たちはこの1985年にデクレで新設された卒業試験に合格しなければならない。この中学卒業資格 (DNB)を得た若者は、以後、さらなる上級資格の取得を目指して進学していく。そして、この学歴が各種の職業資格と連動するため、フランスの学校は知育 (instruction) の場、勉強の場となる。日本で盛んなクラブ活動は、学外の余暇センターや学校スポーツ全国連盟 (UNSS) の下にあるスポーツクラブ等で行われる。

② 後期中等教育

フランスの高校は、日本が第2次世界大戦前に採用していた旧制高校に類似する。しかしながら、1989年のジョスパン改革が高校卒業生を同一世代の8割に増やすという政策を進めたことにより、状況は一変している。

高校は3年制で、それは日本の高校1年 (2de)、同2年 (1ère)、同3年 (Terminale) に対応する。高校を卒業するには、全国的に実施されるバカロレア (baccalauréat) と総称される試験に合格しなければならない。その通過には複数のコースがあるので、生徒は1学年目の最後に、将来の進路につながる学科・コースを選択する。学科 (série) は2つに大別される。第1は、高等教育機関への進学を目指す普通科 (séries générales) であり、さらに3コース (filière)、すなわち科学系 (S)、経済社会系 (ES)、文学系 (L) に分かれる。第2は、実務・技術的なことを勉強する技術科 (série technologique) で、主に社会に出て行くための資格の取得を目指す。受験科目は多岐にわたり、受験時期も高校最後の2年間にかけて散在する。たとえば普通科の生徒は、第2学年で、フランス語、科学、言語 (口頭試問) を受け、第3学年の6月に、哲学、歴史、第1外国語、第2外国語、社会、数学の試験を受ける。

どの学科・コースを選ぶにせよ、在校生は卒業に向けてバカロレアに対峙せざるをえない。バカロレアの取得は、高校卒業という学歴になり、大学の登録資格であり、職に就くための資格でもある。

(4) 高等教育

フランスの高等教育は、大学とグランド・ゼコールの2本立てになっている。現在、そのどちらも国際的な厳しい競争環境に曝されている。そのほか、多様な研究機関があり、さらに通信教育においても、特にフランス版ムーク (FUN) が2013年に立ち上がり、2014年から配信されている⁸⁾。

① 大学（学士課程（L）・修士課程（M）・博士課程（D））

フランスの大学は、中世からの伝統を引き継ぎつつも、革命期に一度崩壊し、新たに設けられたため、国による統制が強い。その国家主導で、2002年、学生の国際交流を容易にするための課程期間に関するヨーロッパ標準が大学に導入され、大学教育課程は8年制のLMDで区分されるようになっている。

大学教育も、高等教育としてほぼ無償であり、バカロレア取得者すべてに無試験で開かれている。このフランスの教育システムの良さが、反面では問題を大きくしている。2005年のフィヨン改革時、同一世代の5割を高等教育の学位保持者とすることが叫ばれた。ジョスパン改革以降、大学は学力の異なる大量の学生を抱え込むことになり、その対応、特に入学直後に中退していく者の対応に迫られている⁹⁾。

フランスの大学は、旧来の学部（*faculté*）が改変されて、教育研究単位（UFR）でまとまっている。学生は、第1期で3年間の科目履修（*bac + 3*）をすると、学士号を取得できる。その後、さらに第2期に進み、2年間（*bac + 5*）の研究を積み、修士号を取得することができる。この修士号取得者は、高校時代にESコースを選択していた者が多い¹⁰⁾。

先に触れたように、フランスの学位は職業とつながっているが、大学自体は直接の就職支援をしていない。したがって、学生は在学中から社会と接点を持ち、積極的にインターンシップ（*stage*）に参加し、それを就職につなげていく。もっとも、経済状況の悪化から、大学卒業生の就職率の低さや学生の多くが有期雇用に就かざるを得ないという状況が明らかとなり、それへの全国的な取り組みが急がれている。

研究者を志望する場合、学生は第3期（*troisième cycle*）に進み、そこでさらに3年間（*bac + 8*）の研究を積み、博士号を取得していく。

② 進学準備級とグランド・ゼコール

大衆化されている大学に対し、主にフランス革命期の前後から創設され出したものに、グランド・ゼコールがある。これは少数選抜によるフランス独自の高等教育機関である。高校を卒業すると、学力優秀者は、しばしば高校付設のグランド・ゼコール準備級（CPGE）に2年間通う。この準備級で行われる教育は高等教育に相当し、この課程を修了すると、2年間の大学教育を受けた者に等しい資格が与えられる。

グランド・ゼコールの入学試験を突破すると、その多くが3年制の理系または経営系のグランド・ゼコールに入学する。このエリート養成機関を卒業すると、大学の修士号に相当する学位を得ることができる。大学とグランド・ゼコールは接近傾向にあるとも言われるが、その学位には似て非なるグランド・ゼコール修士号（*mastère*）という名称が冠されている¹¹⁾。

なお、法学や医学の領域では、グランド・ゼコールが存在しない。そこで法学部の状況にも視野を広げておこう。なぜなら、公民教育と直結する学問をしていると思われるのは、大学の法学部（UFR de droit）であり、また、法や権利に関心をもつ学力優秀者は、しばしばグランド・ゼコールと大学法学部の2つの機関に通い、複数の学位を得ているからである。

③ 法学部

まず、どのような学生が法学部に集まるのか。多くは女子学生である。この点は、日本では法学・ジェンダー関係の研究者が注目しているが¹²⁾、フランスでは社会学の研究が広く知られているようである¹³⁾。それによれば、たとえば弁護士は、かつては就ける人の家系が限定され、社会的権威が高く、女性が社会的に上昇していくルートであったことが示されている¹⁴⁾。

また、高校生用の進学情報に目を向けると、法学は各種の資格取得に結びつく点が強調されている。しかしながら、こうした肩書や実益を求めて法学を志す者は、挫折する率が高い。そこで、大学の法学部ではなく、高校に併設された高等技術課程に進み、法律事務系の高等技術者免状(BTS)を取得したり、大学の職業教育課程を2年で修了し、大学短期技術教育免状(DUT)を取得したりして、法律系の事務所に就職する道も紹介されている。

法学分野は、大学が伝統的に学位授与権限を専権として持ち、教育と研究のすべてを体系的に行っている¹⁵⁾。そのフランス法は、英米法と異なり、法理を重視するため、法と社会科学とを峻別する。ここが強調されるため、法学教育は高校では行われず、と言われることが多い。しかし実際には、中等教育で行われる科目のうち、公民、歴史、哲学、経済、数学、語学など、複数の科目で得た学力が、大学で法を学ぶときには必要となる¹⁶⁾。

法学部の1、2年生は、公法・私法の基礎教育を受け、3年生から専門分野の勉強を始める。これらの科目は、司法試験科目とほぼ同一である。もっとも、法曹になるには、大学院修士課程の1年目を修了した後に、養成校に入る必要がある¹⁷⁾。実際には、修士課程の2年目を終えて修士号を取得しておくことが勧められている¹⁸⁾。

この法曹になるための勉強は職業教育として、大学教育とは異なる位置づけがなされている。しかしその養成所(IEJ)は大学構内に置かれ、多くの学生が大学付属校や私立受験予備校(établissement privé Cap Avocat)にも通っている¹⁹⁾。なぜなら、裁判官と検察官のことを指す司法官(magistrat)になるためには、国の養成機関である国立司法学院(ENM)に入学する必要があるが、その入学試験は難しいからである。自由業の弁護士になるためにも、州の弁護士会が運営する州弁護士修習所(CRFP)に入所する必要があるが、その入所試験も合格率が3割程度の難関だからである。

以上、フランスの教育制度を鳥瞰してきた。それを通して、価値教育を行おうとする初等・中等教育、学問分野の研究を進めようとする高等教育、さらに専門的な技術者を養成する職業教育で、大きく制度は異なることが確認できよう。しかしながら、その仕組みは相互に関連し、抱えている問題も関係しあっている。こうしたことを前提にして、次に、中等教育における公民教育に注目してみよう。

3. 中等教育における公民教育

先に触れた通り、近年の公民教育は、1985年に小学校で復活した道徳教育に淵源がある²⁰⁾。

2002年から「道徳・公民教育」という名称で教えられているこの教科は、しかしながら、家庭教育との連続性が強く、ここで扱うには広範にすぎる。そこで、以下は中等教育の公民に限定する。それは、隣接科目である地理²¹⁾、歴史²²⁾、公民・哲学²³⁾の大部のテキストが旧来から翻訳されていて、公民の内容は変遷しつつも、その網羅している領域がある程度、推察できるからである。初等教育との連続性、隣接科目との重複等があることを承知の上で、中等教育機関における公民教育について知るために、その学習指導要領を概観する。

（1）前期中等教育

中学校では、公民（*éducation civique*）の授業が、週に1時間の割合で、行われている。しばしばテキストの名称は「歴史・地理・公民教育（*Histoire-Géographie-Éducation civique*）」となっているが、以下では公民教育に的を絞って、その指導要領の項目を追ってみる²⁴⁾。

第6学年の生徒は、2009年度から実施されている2008年8月28日の指導要領にもとづき、「子ども」、「中学生」、「権利」、「子どもの権利及び義務を説明する」、「非宗教性を説明する」の5項目を学習する。

第5学年の生徒は、2010年度から実施されている2008年8月28日の指導要領にもとづき、「人々（*des êtres humains*）」、「同じ一つの人類（*une seule humanité*）」、「平等、すなわち構築中の価値（*l'égalité, une valeur en construction*）」、「安全及びその主要な危機」、「選択：連帯活動」の5項目を勉強する。

第4学年用は、2013年度から実施されている2013年11月14日の指導要領により、次の3部に分けられる。第1は、「フランスにおける諸自由の行使」であり、そこには、「個人的及び集団的な諸自由」と「諸自由の行使及び社会的要請」が含まれる。第2は、「フランスにおける法と裁判」であり、そこには「法は人間関係を体系化する」、「裁判は法の尊重を保障する」、「未成年者の裁判」の3項目が含まれる。第3は、「安全：人間の権利」である。

第3学年では、同じく2013年度から実施されている2013年11月14日の指導要領により、「共和国及び市民権（*citoyenneté*）」、「民主主義の生活」、「防衛及び安全」の3項目が取り上げられる。

以上、順次、改定されていった指導要領の項目を挙げただけであるが、すぐに注意を要するものがあることに気づく。まず、第5学年の「公民」では“平等”という「価値」が前面に出てくるが、これは同学年の地理で学習される“不平等”と対応している。「不平等に発展した諸社会（*des sociétés inégalement développées*）」という地理の項目は、いろいろな社会について、健康、識字率、危険性、貧困といった側面に注意を払って、“平等”という「価値」を考察することを要求している。生徒たちは、地理と連動した公民において、その「価値」に関する理解を深めることになる。また、公民の中で取り上げられる人権は道徳教育の役割も担っていることが指摘されているが²⁵⁾、第4学年の項目を見る限りでは、そこに書いてあるのは、自由、法、裁判であり、生徒を理知的な判断に向かわせようとするものである。

(2) 後期中等教育

高校の公民科目の正式名称は「公民的、法的及び社会的な教育 (ECJS)」である。この教科は、主に歴史²⁶⁾や地理²⁷⁾、哲学の教員により担当されているが²⁸⁾、それは教科横断的な領域であるからである²⁹⁾。以下に、2012年度から実施されている指導要領の項目をあげる³⁰⁾。

第2学年で学習する内容には、「法治国家」というタイトルが付されている。これは後述するように、導入部として「共和国の諸価値 (valeurs) 及び諸原則：人及び市民 (citoyen) の諸権利 (droits) の宣言」の後に、第1部「法 (droit) と社会生活」、第2部「市民と法律 (loi)」、第3部に「市民と裁判」が続く。

第1学年用のカリキュラムの副題は、「民主主義社会の中で生きる：諸制度、政治的及び社会的な生活、国家及び国防」である。これは必修の第1部と第4部のほか、選択の第2部と第3部に分けられる。第1部(必修)の「共和国の諸制度」では、「ヨーロッパにおける第5共和制」と「共和国、EUおよび地方分権」が取り上げられる。第2部(選択)は、「代表制及び世論による民主主義」であり、その下で「代表制及び世論による民主主義」と「投票及び代表」が学習される。第3部(選択)「政治的及び社会的な働きかけ」には、「諸政党」と「労働組合、社会民主主義の活動主体」が含まれる。第4部(必修)のタイトルは「国家、国防及び国民の安全保障」であり、その下で「国家、国防及び国民の安全保障」、「市民性 (citoyenneté) の射程及び公民的役務 (service civique)」、「『正戦』概念」が学習される。

最終学年のカリキュラムは、「社会の諸問題」と題され、4つのテーマが示されている。第1の「生命倫理」には「生命の誕生と生殖医療の援助」と「人生の終末期」が含まれる。第2は「非宗教的な共和国における信仰と文化の多元性」であり、そこには「非宗教性の歴史と現在」、「党派主義の派生」、「言語に関する諸政策」が含まれる。第3の「貨幣と社会」は、「貨幣と『金融の道徳性 (moralisation)』：金融と倫理 (éthique)」、「貨幣と社会的な働きかけ：慈善活動」である。第4章は「暴力と社会」であり、「暴力と若者」と「暴力と労働」が学習される。

以上、指導要領の項目を見て、次のようなことに気づく。まず、高校の第2学年の内容は、中学の第4学年及び第3学年の項目と似通っていることである。但し、その内容は深まっていることが推測される。たとえば、第2学年のカリキュラムに出てくる「価値」という文言は、正確には「諸価値」であり、それは1789年のフランス人権宣言と関連づけられている。それは、後述の教員向け資料で明らかである。また、第1学年で扱われる市民(公民)及び市民権については、その射程範囲が定められ、初等・中等教育で学習されてきた内容のまとめられていることが推量される。必修の共和国の諸制度や国防に関する事項も、第2学年及び第3学年の総括であることが窺える。そして、最終学年で初めてこれまでとは異なる経済学系の学習が開始される。しかしながら、それは道徳・倫理の視点から批判的に検討される。ここにフランスの公民教育の特徴の1つが現れていよう。中等教育における政治と経済の力関係が明瞭であり、道徳的に縛られる対象は、人の精神ではなく、人の経済活動である。

さて次に、義務教育の最終段階に注目し、その公民内容にもう少し踏み込んでみる。フラン

スの義務教育は16歳までであり、学年を毎年1段階ずつ上がっていくと、16歳になるのは高校の初年次、つまり第2学年の時である。この第2学年の教材を見てみよう。

4. 教員向けの公民資料

上述してきたところから明らかであろうが、フランスの教育行政は法令により全国一律に遂行されていく。しかしながら、現場で行われる教育は、必ずしも中央集権的なものではない。国民教育省学校教育総局（DGESCO）が教員に向けて公開している資料を覗いてみると、そのことが判然とする。

（1）教員の教育の自由

フランスの教育の特徴の1つは、教員に大幅な教育権が認められていることである。そのため、この資料の提示の仕方も謙虚であり、冒頭でこれは全部コピーしても、一部のコピーでも構わないと明記し、資料の目次が終わったところでも、再び、次のような教育の自由の原則に言及している。

2005年の学校の将来のための指針計画法によれば、「教員の教育の自由は、国民教育の責務を負う大臣の発する指導要領及び訓令（instructions）を尊重する範囲内において、且つ、視学団の構成員による助言と監督とともに、学校及び機関の計画の枠内において、行使される」。

ここから教員が教育内容について法的に拘束されるのは、実質的には指導要領であることが明瞭となる。その上で、そうした教育の自由をもつ教員には、担当する教科の指導要領につき熟知し、生徒の学習の段取りをつけ、目的が達成できる最良の手法を選択する責任がある、と確認されている。

（2）授業の資料

① 全体の体裁

第2学年の「法治国家」の授業を担当する教員は、どのような資料を見ているのであろうか。その資料は、指導要領に沿って、全体が4章立てになっている。序章は「共和国の価値と原則：人権宣言」、テーマ1は「法と社会生活」、テーマ2は「市民と法律」、テーマ3は「市民と裁判」である。各章とも、問題のポイントが2段落程度で文章化され、個別の事例が1点ないし2点、重要な年代とともに説明されている。最後は、参照条文や参考文献で締められる。

② 序章

序章の「共和国の価値及び原則」を試しに、次に要約してみよう。

問題提起では、フランス人権宣言の内容及び意味を想起することが確認される。それは共和国憲法前文に示され、憲法的効力を有する1946年憲法前文によって確認され補足される。1948年の世界人権宣言、1950年のヨーロッパ人権条約とともに、フランス人権宣言は、中学

の公民教育と高校のECJSの教育の根拠となる。そのテーマは、この諸原則に関係する。人権宣言は、個人の諸権利を確定したフランス革命に由来する歴史的なものであるが、現代の基本的な法律にも指針を与えるものである。そこには、より集団的な権利、すなわち社会的、経済的、文化的な諸権利が追加される。そのため、人権宣言と民主主義との関係が問われる。普遍的に認められた観念ではないが、フランスは法の中に民主主義を根づかせる (*qui ancre la démocratie dans le droit*) 普遍的な伝統 (*tradition universelle*) をもつ。

進め方の注意では、フランス人権宣言が3つに分けて解説される。第1は、それを歴史的文脈に置く。1689年のイギリスの権利章典、1776年のアメリカの独立宣言との関係、旧体制下の社会や政治権力との断絶が教えられる。そのほか、政治的性格、啓蒙期の思想、法的性格、普遍的な性格などに言及される。第2は、人権宣言の前文及び全17条を3つに分けて分析する。すなわち、自然権、国民主権、市民の平等である。第3は、人権宣言の射程範囲である。

前述のように、この資料は極めて簡単なものである。第2学年の公民全部をプリント・アウトしてもA4の紙10枚にすぎず、上にあげた序章はわずか2枚である。教員向けのアカデミックな表現が散見されるものの、示されている内容は授業準備のためのメモ書きに近い。そこで、今度は生徒も手にとる教科書の方を検証してみよう。

5. 生徒向けの公民教科書

教科書出版の大手ナタン社のテキストが書店で容易に入手できるので、その『公民的、法的及び社会的な教育』³¹⁾を繙いてみる。先にあげた指導要領の内容が、そして参考資料の内容が、どのように展開されているのかを理解してみよう。

(1) テキストの全体像

① 外観

この教科書も、先の資料と同様に極めて薄い。A4サイズで100頁弱である。しかし、紙面は十分に利用されている。しかも生徒にわかりやすい直接的な表現で記述されている。

指導要領に従い、序章と本文から構成されているが、その後ろに学習方法が付されている。そのほか、裏表の表紙の内側には、簡単な年表(代表的な法典・法律・条約の名称、司法組織やその機能の説明を含む)が掲載され、最後は索引を兼ねた簡明な用語集である。

② 序章

序章は6頁から10頁で、4内容に分かれる。「共和国における公民的、法的及び社会的な教育」、「共和国、その諸価値と諸原理」、「市民権」、「法治国家」である。

フランスが共和国であること、その共和制の保持する価値や原則に言及し、それを一人一人の市民の立場から捉え直した上で、法治国家の原理と結び付ける。教員用の資料では、人権宣言が一条一条、説明されることが予定されていたが、このテキストは、資料4点を掲げるの

みである。資料1は、権力分立に関するモンテスキュー『法の精神』の抜粋である。資料2は、国家は法に服するという政府サイトの抜粋であり、資料3は、ケルゼンに触れながら、民主主義国の重要な性質として法治国家を説明する。資料4は、規範の階層性をピラミッド型で図示する。これらはどれも日本の大学の法学あるいは憲法学の講義で触れられるものである。

③ 本文

本文は全3章で構成される。これは先の指導要領と同じ項目である。第1章「法と社会生活」(11頁—34頁)は、身近なルールについて扱う。第2章「市民と法律」(35頁—56頁)は、法律の作られ方に注目する。第3章「市民と裁判」(57頁—80頁)は、各種の裁判所が事件に法律を適用した結果である諸判決について、その一部を抜粋する。この第3章の記述は、指導要領を読むだけでは想像できない程の詳細なものである。

④ 視点

上の本文は次の8つの視点から切り込まれる。「章の扉」では、名著から引用された一文が転載されている。これは哲学の授業との関連が意識されているからであろう。冒頭の「目標」では、資料の提示と関連課題が示されている。続く「学習場面」は、具体的なテーマに関する資料の提示と問題提起である。さらに、「B2i(情報・インターネットの利用)」は、パソコンを使った学習を進めることを求める。「討論・調査・活動」は、この科目の特色であるので後述する。最後に「まとめ」があり、「広がり」は発展的な資料とその課題である。

⑤ 学習方法

テキストの最後(81—92頁)には3章分の「学習方法(MÉTHODE)」がまとめて提示されている。そこでは10項目、すなわち「ECJSの進め方と能力」、「報道記事の分析」、「労働契約の分析」、「裁判所の判決の分析」、「司法慣習の分析」、「法律サイト、つまりレジフランスの活用」、「ヨーロッパ諸機関のサイトの活用」、「アンケートの実施」、「レポートの作成」、「討論の実施」が示されている。

この公民科目は討論に力点が置かれているので、最後の「討論の実施」を取り上げてみる。そこには、次のように書かれている。論証された討論がECJSにおいては重視される。それは批判的な判断を可能とする。そのとき、討論は民主主義の討議的性格(caractère délibératif)や司法の対審原則(principe du contradictoire)に近づくことになる。

討論にはこのような重大な意味が与えられているので、次に、本文全3章に散らばる「討論・調査・活動」の部分を読み出しながら、その特徴を探っていこう。

(2) 討論

第1章「法と社会生活」の31頁は、「ストライキが公共サービスの領域で行われた場合、そのサービス提供の継続に賛成か反対か」というタイトルで展開される。まず説明があり、ついで討論の手法が示される。

① ポイントと手順

ミニマム・サービスとは、いかなる状況においても、特にストライキのときでも、一定のサービスを公共サービス企業の従業員に行わせる義務を意味する。1970年代末以降、ラジオ・公共テレビ、原子力産業、航空輸送、健康の領域では、ストライキ中でもミニマム・サービスが行われるように、法律で定められた。

2007年、旅客運送の領域で、ストライキ中の公共サービスの継続性が保障された。この限定的サービスは、ミニマム・サービスの場合とは異なり、従業員にとり、法的な義務ではなく、当該サービス供給企業により結ばれた協約にもとづくものである。

1 討論の準備

ストライキ中の役務継続は、ストライキ権の行使をめぐる問題を提起する。討論の準備のために、次のことを検討しなさい。

- ・公共サービスの定義を見つけなさい (<http://www.vie-publique.fr/>)。公共サービスというものを課しているのは、どの憲法原則か。
- ・フランス法が公共サービス提供時のストライキ権行使に課している制約は、どのようなものか (<http://www.vosdroits.service-public.fr/>)³²⁾。
- ・レジフランスのサイト (<http://www.legifrance.gouv.fr/>) の中で、社会的対話及び定期旅客陸上運送における公共サービスの継続性に関する2007年8月21日の法律の規定を調べなさい。これらの公共サービスが人々に不可欠であると判断されているのはなぜか。

2 討論

自己の準備作業にもとづき、次のテーマを討論することができる。「公共サービスにおけるストライキの場合、そのサービスを継続することに賛成か反対か」。

- ・討論をするために、次の質問リストに依拠することができる。
- ストライキ権は何のためにあるのか。1946年憲法前文にそれが謳われているのはなぜか。
- 一定の職業に就く者はストライキをする権利を持たず、ストライキをする場合でもミニマム・サービスが課されるということは正当か。なぜか。
- ストライキ権行使の制限を正当化するほど社会生活に不可欠と判断されるのは、どのようなサービスか。なぜか。
- 社会的な要求事項に対応させるために、ストライキに代わる措置はあるのか。なにか。

3 自己の視点を表明する

討論の後に、各人は論証された自己の視点を示して、短い文章を作成しなさい。

② 小括

フランスでは、ほぼ毎年、各界で労働争議が起きている。2014年における交通関連の目立つものだけでも、鉄道や航空管制官、パイロットのストライキがある。強い労働組合、グローバル経営を展開したい経営陣、経済を活性化させたい政府との話し合いによって、これらの争

議は一応の決着がつけられている。これらはフランスの高校生にとっては、日常的な風景であり、現実社会における労働者の権利行使のあり方を学べる良い教材なのであろう。

それに対し、日本の場合、この問題はどのように扱われているだろうか。日本国憲法28条も、勤労者の労働基本権、すなわち団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権、ストライキ権）を保障する一方で、争議権の社会的影響力の大きさから、同13条の公共の福祉等を理由に、一定の組織にある者には争議権等を法律で禁じている。したがって、レベルは大いに異なるものの、フランスと同様の問題設定をすることが可能である。争議権は何のためにあるのか。日本国憲法28条にそれが謳われているのはなぜか。一定の職業に就く者にだけ争議権を否定することは正当か。それはなぜか。こういった考察を生徒に促すことができよう。しかしながら、日本の公民や政治・経済の教科書には労働三権の保障とその制限に関する一覧表が掲載され、そこに○×△が書き込まれているだけのことが多い。そして、なぜ否定というものがあるのか、否定のときに権利というものはそもそも保障されているのか等の考察に進むことは、ほとんどないであろう。まして、生徒に日本の法令検索サイトe-Govで労働関係調整法等の法律を調べさせ、その条文を支えている思想について考えさせるような教育はほとんどなされていないと想像される。厚生労働省のサイトで、個別の労働紛争の解決手段やその方針等を生徒に調べさせるといった実際に必要そうな指導も行われていないのではないか。日仏間の権利教育、特に公民教育に大差のあることが推察される。

(3) 調査

第2章「市民と法律」の53頁は、調査「国民議会議員と会う」というタイトルで、説明がなされる。

① ポイントと手順

フランスは577の選挙区に分けられる。その選挙区のそれぞれで、市民は5年任期の国民議会議員を1人選ぶ。その議員たちは、法案を可決するほか、全体としての国民の代表者であり、一般利益の名で行動し語る。議員は、その選挙区の公式の行事に参加し、そこで出会う地域の人々の声を聞く。議員はその声なき声を国民議会に届け、法律の制定に反映させることができる。

1 調べる —— 国民議会の機能を知る。

- ・国民議会のサイト (<http://www.assemblee-nationale.fr/>) に行き、「ヴァーチャル訪問 (visite virtuelle)」の映像を見なさい。その議事堂 (Palais-Bourbon) の様子を描きなさい。
- ・「国民議会の1日 (Une journée à l'Assemblée nationale)」という映像を見なさい。国民議会で議員たちは何をしているか。
- ・国会チャンネル国民議会 (<http://www.lcp.fr/>) から自動中継されている国会審議の各場面を見て、審議の様子を描きなさい。

2 連絡を取る —— 自分の選挙区の議員と連絡を取る。

- ・国民議会のサイトで「議員たち」の見出しから「577名の議員」、次いで「県、カントン、市町村で調べる」という欄を選びなさい。市町村名を入力し、その市町村の属する選挙区の名称と、自分の関係する議員の一覧表を見つけなさい。あなたの議員は誰ですか。
- ・あなたの議員に宛てて手紙を書きなさい。あなたが議員に会いたい旨をそこに理由をあげて示しなさい。

3 会う準備をする —— 調査事項をまとめる。

- ・あなたの議員について何を知りたいか。初めて会うときには、その議員が辿ってきた経歴を聞いてみるとよい。2回目は、その議員が議会で発言した特定の法案について取り上げる。それは、法律の制定と可決に関連した議論 (débats) をよく理解する機会となる。
- ・あなたの議員に、どのようなメッセージを託したいか。あなたが触れ、自分の視点を議員に知らせたいと願う社会的な議論を1つ以上考えなさい。

4 会った後 —— 実現した対話の報告書をグループで作成しなさい。

② 小括

上記1で取り上げられているフランスのサイトに相当する日本のサイトは、たとえば「衆議院」(<http://www.shugiin.go.jp/>)であろう。日本の生徒も、そこから「憲政記念館」や「衆議院TVインターネット審議中継」に移り、国会の外観や本会議・委員会審議の様子を見ることが出来る。しかし、フランスの「国民議会の1日」は15分ほどの短い映像であるが、議員が本会議場や委員会室で着席している場面のみではなく、国会職員や議員秘書の下準備、国会図書館での調査、議員のジャーナリストを介した国民への報告等、つまり全体としての立法過程を視聴者に伝えようとしている。日本でも若干の議員の個人サイトで似たような取り組みが行なわれているが、不足は明白である。この政治過程の情報公開は急いで取り組まれる課題であり、未来の有権者が政治のイメージを正確に描けることを目指した教育、その条件整備は、もっと重視されてしかるべきであろう。

衆議院の議員一覧の画面には議員と連絡をとる手段が明示されていず、改めて各議員のサイトを訪問することが必要になるが、フランスの議員一覧はメールアドレスが明示され、さらにすぐ各議員の個人サイトに飛ぶことができる。ここにも、現在及び将来の有権者と議員との関係、その相互の意見交換の容易さを考える手掛かりがありそうである。

さらに議員の所属政党に関係なく、生徒に「あなたの議員 (votre député)」と会うことを勧めるフランスの授業は、生徒にとって興味深い、刺激的なものとなるであろう。こうした主権者教育は、国民教育省が設定する学校民主化週間等でも明らかであるが、すでに小学生の頃から始まっていた民主主義教育³³⁾の延長線上で把握することが重要であろう。

（４）活動

第3章「市民と裁判」の「活動」77頁は、「軽罪裁判所の公判廷を傍聴する」というタイトルの下で、説明手順が示される。

① ポイントと手順

すべての人に公平な裁判を保障するため、公判廷は、裁判長が非公開の手続きをとることができる一定の特別の場合を除くほか、公開される。公判とは、裁判機関が当事者の主張を検証し、事件を予審に付し、弁論を聴き、判決を言い渡していくその審理手続きである。裁判所で公判の傍聴をすること、それは進行中の裁判を、すなわちその規範、その行為者、その効力（valeurs）を見ることである。

1 訴訟のいろいろな行為者を特定する。

あなたは法廷にいる。

- ・法廷の図を作成しなさい。そこに、訴訟のいろいろな行為者、つまり裁判の専門家、係争中の当事者、一般人を書きこみなさい。
- ・司法官と他の裁判所職員とを区別し、公判廷に現れる各種の裁判の専門家の役割を明らかにしなさい。

2 訴訟の展開を観察し、理解する。

目録にある、つまり審理日程が組まれている、いろいろな訴訟を傍聴する。

- ・訴訟の各段階で、次の表を写して、仕上げなさい。

事実の宣告	
事実の承認又は否認	
被告人の人定（身分、犯罪記録）	
論告（刑法典の参照条文）	
口頭弁論	
判決の言渡し	

3 自己の視点を表明する。

公判廷後、裁判の原則につき、その機能及び尊重のありようを考察しなさい。

- ・その公判廷の傍聴の後で、あなたの印象はどのようなものか。
- ・1つの事件に依拠して、その裁判を、つまり法律の適用を、明らかにしなさい。

② 小括

上に訳出した箇所は、第3章の最後の部分である。この第3章は、裁判所・事件・審級ごとに判決を少しずつ提示していて、説明は非常に細かい。司法裁判所における刑事事件、人道に反する罪に関する裁判、アスベストをめぐる民事・刑事責任を問う裁判、ヨーロッパ人権裁判所、少年事件、環境訴訟などについて、特定の事件の経過が詳細に追われている。

しかしながら、上で求められている「活動」内容は、殊のほか単純である。フランスの軽罪

裁判所とは、詐欺や窃盗などの刑事事件を扱う大審裁判所のことであり、第1審として審理を行うので、冒頭手続きから傍聴して事件の全容を知ることができる最良の場であろう。傍聴の際に記入する上の表は、一見では難しいが、かなりの部分が省略されており、法廷にいる高校生が目で見、耳で聞いて書き込める程度のもので解される。それを前提にすると、この活動では、裁判というものの雰囲気を楽しむこと、論告求刑に対する陳述という対審構造を実際に見てみるということが、主に目指されていると考えられる。

日本も裁判員制度等のからみで、訴訟の流れが分かりやすく説明されるようになってきている。裁判所サイトにある傍聴案内のパンフレットは、フランスと比べて、充実しているかもしれない。この第3章の活動の部分は、裁判所サイトの明示もなく、テキストの他の部分と比較すると、高度な学習は求められていない。これは、フランスにおける法の位置づけ、さらに先の教員用の資料の中にあつた「法の中に民主主義を根づかせる」方式で権利や平等が実現されていくという政治的な大原則と関係していよう。

6. 結びにかえて

序文で触れたように、フランスの公民教育をめぐる研究は、日本の教育学の領域で盛んであり、浩瀚な蔵書も著述されている。しかしながら、そのある者はフランスの教育を「フランス文化」の教育として捉え、それに対抗するような「日本文化」の普及を示唆している。「各々の文化や歴史を背景とした価値の伝達、およびそれらの共有によって形成される『市民性』(citizenship / citoyenneté) という概念を用いた教育実践が」行われるとしている³⁴⁾。このような見方は、近代憲法原理を重視する憲法学では、通常、共有されていない。そのため、フランス法に造詣の深い憲法学者でも、この研究から一歩、距離を置き、公教育において「憲法価値の注入が要請されるとは考えない」³⁵⁾と表明している。子どもに日本独自の価値を教え込ませることに否定的な態度をとる。その上で、一定の手続きで改正されるような憲法価値ではなく、「人類が歴史的に獲得した基本的な真理」を、教育の基本とすべきであり、その多くはそのまま憲法の理念と合致する、と示している。

この教育学と憲法学の間にある微妙なずれが、フランス公民研究で提供されている豊富な成果を、日本で活用しづらいものにしていよう。近年の主権者教育をめぐる知見を、日本国憲法26条の保障する「教育を受ける権利」の中に取り込むためにも、両分野のさらなる相互理解と新展開が求められていよう。

注

- 1) 石堂常世『フランス公教育論と市民育成の原理——コンドルセ公教育論を起点として——』風間書房(2013年)378頁(同「価値教育の実践原理——フランスの現行『公民教育』の論理構造を中心に」早稲田大学大学院教育学研究科紀要5号(1994年)初出)。

- 2) 三浦信孝「問われるジャコバン共和国—フランスにおける共和主義と多文化主義」中央大学人文科学研究所編『民族問題とアイデンティティ』中央大学出版部（2001年）165頁。
- 3) 今野健一『教育における自由と国家』信山社（2006年）323頁。
- 4) 公民教育（市民教育、*éducation civique*）のほかにも、類似のものとして、*éducation à la citoyenneté*（市民性教育）、*éducation publique*（公共教育）等がある。たとえば、鈴木規子「フランスにおける市民性教育の現状と課題—政治・社会学的視点からの『市民性』概念の整理と現状分析—」日仏教育学会年報12号（2005-2006年）76頁は訳語の整理を試みている。
- 5) 神尾真知子「フランスの子育て支援 - 家族政策と選択の自由 -」海外社会保障研究260号（2007年）参照。
- 6) <http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F810.xhtml>
- 7) <http://eduscol.education.fr/cid53126/grilles-de-references-socle-commun.html>
- 8) <https://www.france-universite-numerique-mooc.fr/about>
- 9) 大場淳「フランスのバカロレアと高等教育の質保証に関する一考察」日本高等教育学会第8回大会自由研究発表“高等教育の質保証の構造と課題（2）—質保証と高等教育の入口・出口—”資料（2005年）参照。
- 10) 服部憲児「フランスの高等教育における学業継続支援策」古沢常雄（代表研究者）『フランスにおける社会的排除のメカニズムと学校教育の再構築』平成19年～21年度科学研究費補助金研究成果報告書（2010年）103頁。
- 11) 望月ゆか「フランス高等教育機関現地調査レポート（その1－3）」（武蔵大学）人文学会誌38巻1号、39巻1号・2号（2006年）参照。
- 12) 山元一（イザベル・ジロドゥ協力）「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」慶応法学12号（2009年）297頁、澤敬子・柿本佳美・南野佳代「フランス共和国におけるジェンダーに関する法曹継続教育序論」（京都女子大学）現代社会研究12号（2009年）63頁。
- 13) Marlaïne Cacouault-Bitaud, *La féminisation d'une profession est-elle le signe d'une baisse de prestige?*, Travail, genre et sociétés, n° 5, 2001.
- 14) <http://www.parisetudiant.com/etudiant/metiers/fiche-metier/avocat.html>
- 15) 小梁吉章「フランスの法学教育論争」広島法科大学院論集2号（2006年）49頁、高作正博「フランスにおける法学教育の方法」琉大法学73号（2005年）290頁。
- 16) アラン・ゴジ（横山美夏訳）「フランスにおける法律家の養成」ジュリスト1319号（2006年）106頁。
- 17) 横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」（京都大学法科大学院）法科大学院等専門職大学院形成支援経費プログラム“実務基礎教育の在り方に関する調査研究”プロジェクト“フランスおよびドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書”（2005年）参照。エリック・メートゥルピエール（中西康訳）「裁判官及び検察官の採用並びに初期研修に関する問題」ジュリスト1319号（2006年）99頁。上石奈緒「フランスの法曹養成制度」（日本弁護士連合会）法曹養成対策室報5号（2011年）21頁。
- 18) *Tchat avec Thibaud Cotta, avocat*, 16 février 2012 (<http://www.onisep.fr/>)
- 19) Isabelle Rey-Lefebvre, *Paris-II-Assas, première faculté à offrir une prépa privée à l'examen d'avocat*, Le Monde, 13 août 2012.

- 20) 大津尚志「第二次大戦後フランスの小学校道徳教育」(武庫川女子大学大学院) 教育学研究論集8号 (2013年) 参照。
- 21) Y・ラコスト [ほか] (高橋伸夫訳) 『全訳世界の地理教科書シリーズ1 フランス』 帝国書院 (1977年) は、コレージュ第3学年 (日本の中学3年生) のテキストである。
- 22) P.Milza, S.Berstein et J.-L.Monneron (尚樹啓太郎・福田素子訳) 『全訳世界の歴史教科書シリーズ7 - 10 フランス I - IV』 帝国書院 (1955年) は、コレージュ第6学年 (日本の小学6年生) から第3学年 (日本の中学3年生) までのテキストである。L・ベルネ [ほか] (井上幸治代表訳) 『世界の教科書=歴史フランス1』 ほるぷ出版 (1981年) は、コレージュ第6学年 (日本の小学6年生) から第4学年 (日本の中学2年生) までの地理・歴史のテキストである。
- 23) P・フルキエ (久重忠夫訳) 『公民の倫理—入門哲学講義』 筑摩書房 (1977年) は、統一中学ができる前の1966年に書かれた中学生用のテキストである。
- 24) 大津尚志「フランスの中等教育における市民性教育」高校生活指導157 (夏)号 (2003年) 参照。
- 25) 大津尚志「フランスの中学 (コレージュ) における憲法教育」(中央学院大学) 人間自然論叢26号 (2008年) 201頁、同「フランスの教育課程行政と教科書に関する研究—コレージュ公民科を中心に—」(東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室) 紀要19号 (2000年) 22頁、同「フランスのコレージュにおける公民教科書分析」公民教育研究10号 (2003年) 67頁。
- 26) マリエル・シュヴァリエ [ほか] 監 (遠藤ゆかり、藤田真利子訳、福井憲彦監訳) 『世界の教科書シリーズ30 フランスの歴史』 明石書店 (2011年) は、サブタイトルにもある通り、高校の歴史教科書のうち、19世紀中ごろから現代までの近現代史を取り上げている。
- 27) 生田清人「フランスの地歴教師と学校教育『地理』を語りあう」地理59巻2号 (2014年) 参照。
- 28) 職業高校では、教員の希望を聞いた上で、校長が決定するため、さらに数学、国語、簿記、歴史、社会・職業生活の教員も担当している。大津尚志「フランスにおける高校『総合学習』の実地調査報告」(中央学院大学社会システム研究所) 紀要8巻2号 (2008年) 91、96頁。
- 29) 市民性教育も、「教科横断的」として「教科」学習との関連が強調されている。体験的学習が柱となっている「日本の総合的な学習の時間」とは異なる。フランス教師教育研究会『フランスの教員と教員養成制度-Q&A (改定版) -』科学研究費補助金研究成果報告書 (2004年) 11頁。文部科学省編『諸外国の教員』国立印刷局 (2006年) 参照、服部憲児「フランスにおける教員の現職教育—クレティユ大学区の中等教育教員研修を中心に—」大阪教育大学紀要IV部門56巻2号 (2008年) 129頁。
- 30) 大津尚志「フランス高校教育段階における『公民・法律・社会』科の理論と方法」社会科教育研究99号 (2006年) 34頁。
- 31) Guy Lagelée et Arlette Heymann-Doat (sous la direction), *Éducation Civique Juridique et Sociale, L'État de droit, 2de*, Nathan, 2013. 大津尚志「フランス高等教育『公民・法律・社会』における家族に関する教材」(武庫川女子大学大学院) 教育学研究論集7号 (2012年) 参照。
- 32) <http://www.service-public.fr/> に Vos droits (あなたの権利) という欄がある。
- 33) 小野寺正利『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究—』風間書房 (1996年) 参照。
- 34) 高橋洋行「フランスにおける幼少期から始まる市民性の育成—社会性を身につけさせるためのシティズンシップ教育」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊16-1号 (2008年) 49頁。

35) 植野妙実子「フランスにおける教育の自由」法学新報 119 巻 7・8 号（2013 年）590 頁。

（2014.10.14 受稿，2014.11.26 受理）